

第18回釧路地方裁判所地方裁判所委員会及び第17回
釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会合同開催議事概要

- 1 開催日時
平成21年7月9日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
釧路地方，家庭裁判所5階第1会議室
- 3 出席者等
 - (1) 出席委員
 - ア 地方裁判所委員会委員
浦田 満（釧路市漁業協同組合）
小野塚 聰（釧路弁護士会）
菊池 憲久（釧路地方裁判所）
高橋 滋（釧路商工会議所）
齋藤 隆（釧路地方裁判所）
長谷川 涉（社団法人北海道建築士事務所協会釧路支部）
宮下 榎子（釧路市女性団体協議会）
八木 修一（釧路市立幣舞中学校）
 - イ 家庭裁判所委員会委員
浅利 祐一（国立大学法人北海道教育大学教育学部釧路校）
天内 文夫（釧路市民生委員児童委員協議会）
井上 利秋（日本放送協会釧路放送局）
小野 信一（釧根社会福祉士会）
金子 大作（釧路家庭裁判所）
小林 久美（釧路市役所）
齋藤 隆（釧路家庭裁判所）
多田 みゆき（釧路市女性団体連絡協議会）
西村 毅（釧路市連合町内会）
 - (2) 欠席委員
 - ア 地方裁判所委員会委員
小瀬 泰（阿寒農業協同組合），佐渡正幸（釧路司法書士会）
名塚 昭（釧路公立大学事務組合），保倉 裕（釧路地方検察庁）
 - イ 家庭裁判所委員会委員
伊藤利晴（釧路町役場），稲澤 優（釧路弁護士会）
辻 信幸（釧路公立大学），保倉 裕（釧路地方検察庁）
 - (3) 裁判所（説明者）
福岡正美（釧路地方，家庭裁判所事務局長）
長沼省三（釧路地方裁判所刑事首席書記官）
 - (4) 庶務

小林 司（釧路地方裁判所総務課長）

笠井弘行（釧路家庭裁判所総務課課長補佐）

4 議題

- (1) 動き出した裁判員裁判について
- (2) 裁判員（裁判員候補者）に対する配慮について
- (3) 裁判員裁判におけるプライバシー保護のあり方について

5 議事概要

- (1) 齋藤隆委員長あいさつ
- (2) 菊池委員から、前回の地方裁判所委員会で指摘のあった不動産競売事件の新聞公告について、次のとおり修正した旨の報告があった。
 - ア 不動産物件の「土地」，「土地付建物」の表示を見やすい表示に改めた。
 - イ 特別売却期間の表示位置を見やすい位置に改めた。
 - ウ 注意事項の表記を改めた。
- (3) 質疑応答及び意見交換
発言の要旨は別紙のとおり
- (4) 退任委員紹介及びあいさつ
7月31日をもって任期満了となる長谷川渉委員，宮下槇子委員及び八木修一委員，8月7日をもって任期満了となる西村毅委員が委員長から紹介され，それぞれ挨拶をした。
- (5) 次回開催日時及び議題
 - ア 地方裁判所委員会
平成22年2月3日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
議題「裁判員制度－報道された裁判員裁判を概観して－」
 - イ 家庭裁判所委員会
平成22年2月9日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
議題「後見人の選任及び裁判所の監督など後見制度について」

(別紙)

質疑応答及び意見交換における発言の要旨

委員長： 5月21日から裁判員制度が始まり、数多くの新聞報道等がされているところであるが、委員の方々の率直な印象、意見を伺い、当庁で実施する裁判員裁判における参考としたい。

委員： 裁判員制度が始まる時にマスコミが取り上げていたが、大体は、「(裁判員になるのが) いやだな。」という感想だった。「仕事を休んで行けない。」というのが大きな理由であった。その次は、人を裁くということとは勇気がいることで、間違ったら大変だという意見であった。

最近の報道(足利事件)で、人生を戻してくれということがあり、警察にも文句があるが、裁判所にも言いたいことがあるといった本人の意見が報道される中で、裁判員になるのは快く思わないだろう。

委員： 足利事件は、裁判員制度を考えるときには、いいタイミングであったと思う。この事件をどのように考えるかは立場によって違うが、問題提起としては良かったと思う。現在、性犯罪にあった人への対応とかいろいろなことが新聞等で取り上げられているが、具体的にスタートしてどうかということよりは、こういうケースが考えられるなど今の議論は想定してのものでしかなく、実際に裁判員裁判が始まって、それに参加した人の話を聞いてみないと分からない。今の段階では、問題提起でしかない。裁判員裁判に参加した人の話を聞いて初めて、どうであったかが言えると思う。

委員長： 裁判員候補者は、取りあえず裁判員選任期日の1日だけ休みを取ってくるのか、予め裁判員裁判予定日すべての休みを取ってくるのか。

委員： 私の職場では就業規則を改正して、特別有給休暇を設けている。職員は、最初から3日、4日と考えて有給休暇を申請し、それなりの覚悟を

持って参加すると思うが、裁判員に選任されなかったときは、選任されなくて良かったと思うだろう。

委員： 特別休暇は、裁判員になったことが前提である。4日間は、覚悟して来ると思う。裁判員に選任されなかったらラッキーと思うだろう。裁判員候補者は、裁判員に選任されたい気持ちと選任されたくない気持ちの両者を持っていると思う。国民の義務であるから、裁判員をやるからにはやるというのが心情だと思う。

委員： 漁師の場合、盛漁時期は辞退すると思う。何も差し支えがなければ対応できるが、生活等を考えると辞退することを選択すると思う。

委員： 裁判員参加者に対してアンケート調査を行うのか。

委員長： アンケート調査については、最高裁判所の有識者懇談会での検討材料となり、アンケート結果は、全国に周知され、裁判員裁判に反映させることになる。

委員長： 裁判員の法廷での服装についてはどのように考えるか。

委員： 最低限のマナーは守られると思う。ジーパンとかラフな格好はしなないと思う。職業柄ラフなものしか持っていない人もいるだろうが、スーツ着用ということにはならないと思う。サンダルはダメだとかあれこれ言うともめんどくさいということになるだろう。

委員： これは、雰囲気の問題である。日本人は、見てくれを大事にする人が多い。以前に経験したことであるが、卒業式にはジャージを着てこないという文書を出したところ、ジャージしか持っていない子供がいて、ジャージを着てくるなどは何事かと突き上げられたことがあった。よれよれの作業服しかなかったら、裁判の場であることから、せめて、洗濯して、アイロンがけくらいはしてくるようになってもいいのではないかと思う。

委員： 誰でも場に応じた服装が大事であると思う。きちんとした服装をする

ことによって、裁判員としての自分の考えをまとめて、きちんとした発言をするということになると思う。裁判員としての気持ちで裁判所に来るとは限らない。いろいろな考え、いろいろな職業の人がいることから、それぞれの事情を聞いて、裁判所の方から裁判員にお願いするということが大切であろうし、裁判所としてもいろいろな人がいることへの対応を考えておく必要があると思う。

委員： 裁判員にも簡単なもので良いから法服みたいなものがあると服装の心配をしなくて済む。

委員： 自分の服装について、主義主張がある人から言えば、服装はいつでも良いことである。また、無理に法服類似のものを着せるとトラブルのもととなる。裁判所としては、裁判員の服装は心配しない、気にしない方が良いと思う。裁判所が立ち入るべきではないと思う。

委員： 自分の個性を出したいという人もいると思う、いろいろな人が参加するのが裁判員裁判である。どのような服装が法廷の場にふさわしいのかを考える必要がある。

委員： 服装は、裁判員制度の本質とは関係ないことである。そのことについて、裁判所が立ち入った注意をすることはおかしいのではないかという話になると思う。裁判所に来た服装で、法廷に臨むということは知らせておく必要がある。

委員： 女性が裁判員候補者に選定された場合、どういう格好がいいか聞くのではないか。漁師や農家で、どういう格好が良いか聞くことがあると思う。平服でいいというのか、普段着のままでいいというのか問題であろう。

委員： 裁判員裁判は、国民の声を広く反映させる場である。法廷では、それなりの形式的な場であると思うが、服装は、基本的には自由にすべきであると思う。

委員： 勤めている女性はそれなりの常識があり、常識の範囲で考えていると思う。勤めていない場合は、試験に行く場合でもこんな服装で来るのという人もいる。個人的には、服装は本人が常識の範囲で考えればいいことであり、そもそも裁判員として選ばれてくる場合、自分の持っている服装の中で、常識の範囲内で、できるだけきちんとして来ると思う。国民参加の裁判員制度は、見た目の問題ではなく、中身で参加していくことを考えてほしい。服装のことよりも、法律知識がないことで参加することや人を裁くことの方が不安である。

委員長： 今、裁判員裁判におけるプライバシー保護のあり方が注目を浴びているが、特に性犯罪の被害者のプライバシー保護への配慮についての意見を伺いたい。

委員： 裁判員候補者に対して、被害者の氏名を知らせることは、プライバシー保護としては問題があると思う。

委員： 性犯罪に限っては隠すべきである。加害者は、当然名前を出す。

委員： 被告人の氏名を隠すことは考えていない。自分と身内であれば、当日、辞退が認められ、裁判員にならない。

裁判員候補者に対する事件の説明の中で被害者の氏名を出すことはない。個別質問でも当然には出すことにはならない。小出しにして特定することになる。

委員： 情報を聞いただけでは分からず、本人に会って初めて分かることもあるのではないか。

委員： 個別の質問の中では判断がつかなくても、写真を示すだとか、本人に合わせることはない。それを除いた本人の姿以外のところで判断することになる。もし、選任されてしまって、法廷で会って初めて分かったときは速やかに解任の取手続を取ることになる。その場合は、補充裁判員が裁判員を務めることになる。そうならないようになるべく提供する情

報を広げ、思い出してもらい、判断していくことになる。

委員： 裁判員候補者段階での守秘義務はどこまであるのかという疑問がある。被害者の氏名を伏せることはよいが、裁判員になった方が守秘義務を全うするのは疑問がある。裁判員になった人が家庭内でまったく話をしないとは考えられない。私たちが求められている守秘事項について、その家族の人が近所の人に話してしまい地域でトラブルになったことがある。裁判員になった方には、その辺のことを徹底して、守秘義務をきちんと守ることを強く求めていくことが必要である。

委員： 罰則があっても、どの人がどういう方法で漏らしたのか、実際には分からない。抑止力はあっても、実際に罰するのは困難であろう。人間は、黙っているとわれれば言うのが本性であると思う。罰則では止められないものがあるので、守秘義務を守らないことは、非人間的な行為であるということで、世論を形成していかないとだめなのではないか。

委員長： 評議の内容とかの守秘義務が課せられている事柄を話してもらっては困るが、感じたことを言ってもらうのは大いに結構である。裁判員の体験は話してもらいたいが、事件の中身は控えてほしいところである。

委員： 実際問題として、性犯罪の取扱いは難しいものである。弁護人として一番悩むのは、被告人が事実を否認している場合は、被害者の調書を不同意にすることになる。そうすると、当然、検察官としては被害者に証言させるために法廷に呼ばなければならないことになる。

法廷は工夫されて傍聴席から被害者が見えないようには配慮するが、裁判官、裁判員、検察官及び弁護人からは見え、顔を合わすことになるので、そういう意味では被害が二次、三次的に拡大することになる。

性犯罪において被害者が裁判所に出てこなければならない場合、裁判終了後も口外することがないようにしなければならないが、有効な手立てはないように思われる。

委員： おそらく、漏らしていただきたくない話などについては、罰則があるからというだけではダメであろうと思う。裁判員と接していく中で、折に触れてお願いするしかないと思う。実際は、世論、社会のマナーであるということになるが、裁判員裁判を進めていく中でのチームとしての信頼が大切であろう。もし万が一漏れてしまった場合、次にどうするかを考えていくことになるだろう。

委員： 相手の立場に立って考える。心情に訴えることになる。相手を信じることで、その気になるのではないか。私はあなたを信じていますと言ったら、普通の人には、守らなければならないと思うのではないか。守ることを信じるしかないと思う。

委員： 守秘義務で話せないとストレスが溜まるので、メンタルヘルスでのサポートが必要である。話せる場を持つことが重要である。話せる機会があれば、ストレスもなくなると思う。メンタルヘルスとしてのアフターケアが必要である。守秘義務は一生涯続くものである。ストレスを解消できる場、機会を設けてほしいと思う。